

(工学部内規程第39号)

鳥取大学工学部転学科取扱規程

第1条 鳥取大学工学部規則（平成元年鳥取大学規則第41号）第10条に定める転学科の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 転学科の志願受付は、年1回とする。

2 転学科を志願する学生は、各年度の12月1日から12月20日までの間に所属学科の学科長に転学科願（別紙様式）を提出するものとする。

第3条 転学科を許可する条件としては、次のいずれの要件も満たしているものとする。

一 志願する学科に収容力があること。

二 志願学生の入学試験の成績が、原則として転入希望学科の入学生の最低得点以上であること。

第4条 入学試験の点数を検討する際には、転入希望学科と現学科との受験科目も考慮するものとする。

第5条 転学科の許可については、関係学科の協議に基づき、教授会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成6年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別紙様式

転 学 科 願

平成 年 月 日

工 学 部 長 殿

入学年度

学 科

学科

学生番号

氏 名

1. 現在の学科名
2. 希望学科名
3. 転学科理由（詳細に）

学 科 長

印

学級教員

印